

教育研究所の変遷

年度	所 長	所 長 代 理	所 在 地		
昭和 33	関 佐団次 (学校教育課長) (昭和33. 5. 12～ 41. 6. 30)		旧城南小学校内 (昭和33. 5. 12～34. 4. 16)		
34			第五中学校内 (昭和34. 4. 17～35. 6. 16)		
35			旧市立女子校内 (昭和35. 6. 17～37. 4. 15)		
36					
37					
38			鈴木 角太郎 (嘱託) (昭和38. 10. 1～ 42. 3. 31)	中央小学校内 (昭和38. 4. 12～40. 4. 4)	
39					
40					
41					金井 博之 (学校教育課長) (昭和41. 7. 1～ 45. 3. 31)
42					
43	加藤 守善 (嘱託) (昭和42. 4. 1～ 45. 3. 31)				
44					
45	須田 良作 (学校教育課長) (昭和45. 4. 1～ 47. 3. 31)	茂木 六次 (嘱託) (昭和45. 4. 1～ 48. 3. 31)			若宮小学校内 (昭和40. 4. 5～53. 2. 3)
46					
47	上原 有良司 (学校教育課長) (昭和47. 4. 1～ 51. 3. 31)	今井 市松 (嘱託) (昭和48. 4. 1～ 49. 3. 31)			
48					
49		田中 凡夫 (嘱託) (昭和49. 4. 1～ 52. 8. 31)			
50					
51	角田 浩也 (学校教育課長) (昭和51. 4. 1～ 53. 3. 31)				
52					

年度	所 長	所 長 代 理	所 在 地	
53	吉田 弘 (学校教育課長) (教育次長) (昭和53.4.1～ 56.3.31)	須田 良作 (嘱託) (昭和52.9.1～ 58.3.31)	元総社南小学校内 (昭和53.2.4～平成9.6.30)	
54				
55				
56	高橋 晴人 (指導担当参事) (昭和56.4.1～ 58.3.31)			
57				
58	角田 浩也 (嘱託) (昭和58.4.1～58.6.22)			
	高橋 晴人 (指導担当参事) (事務取扱) (昭和58.6.23～59.3.31)			
59	茂木 悦郎 (嘱託) (昭和59.4.1～61.3.31)	元総社南小学校内 (昭和53.2.4～平成9.6.30)		
60				
61	吉田 弘 (嘱託) (昭和61.4.1～63.3.31)			
62				
63	藤澤 守夫 (嘱託) (昭和63.4.1～平成3.3.31)			
平成 元年				
2				
3	須田 實 (嘱託) (平成3.4.1～5.3.31)		前橋市総合教育プラザ内 (平成9.7.1～)	
4				
5	須藤 新藏 (嘱託) (平成5.4.1～8.3.31)			
6				
7				
8	関口 宗男 (嘱託) (平成8.4.1～11.3.31)			
9				
10				
11				

年度	所 長	所 長 代 理	所 在 地
12	青木 忠 (嘱託) (平成11. 4. 1～14. 3. 31)		前橋市総合教育プラザ内 (平成9. 7. 1～)
13			
14	太田 隆也 (嘱託) (平成14. 4. 1～17. 3. 31)		
15			
16			
17	奈良 教子 (嘱託) (平成17. 4. 1～18. 9. 30)		
18			
18	須永 光明 (学校教育課長) (平成18. 10. 1～19. 3. 31)		
19	根井 時子 (学校教育課長) (平成19. 4. 1～20. 3. 31)		
20	武居 朋子 (総合教育プラザ館長) (平成20. 4. 1～)		
21			



前橋市教育研究所 (若宮小学校内)



前橋市教育研究所 (元総社南小学校内)

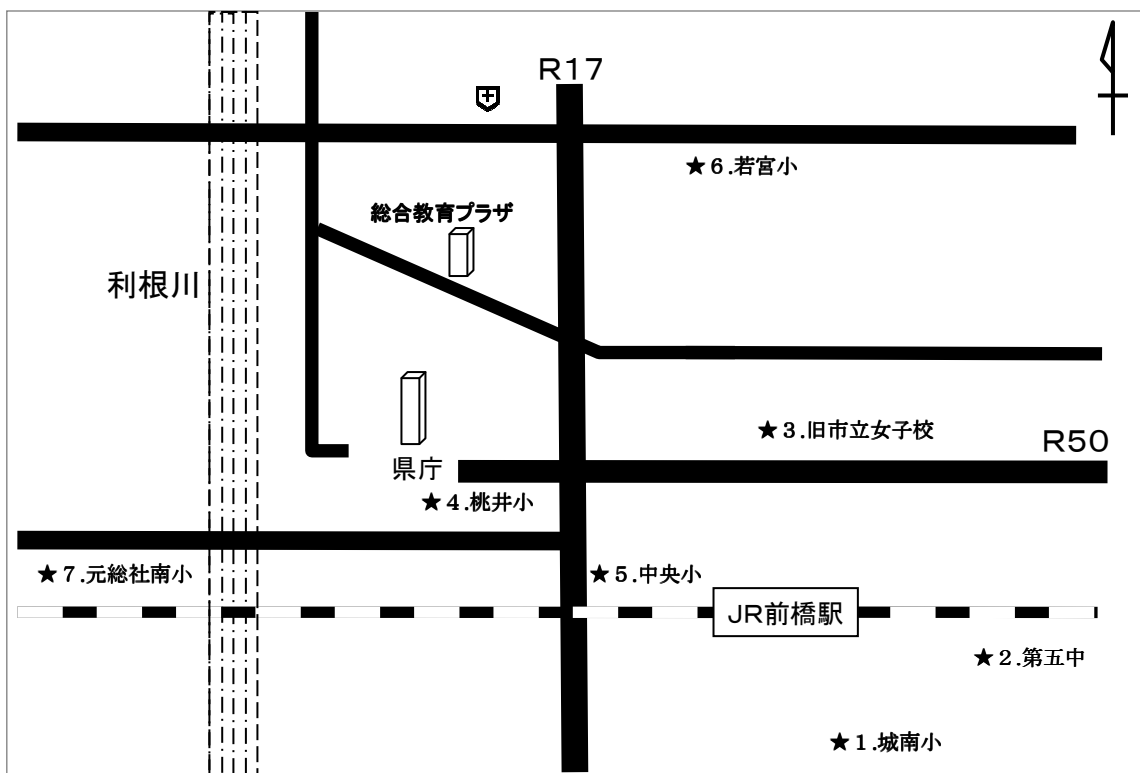


前橋市教育研究所
(前橋市総合教育プラザ内)

教育研究所所在地の移り変わり

1. 昭和33年 5月12日 前橋市前代田町331番地 (城南小学校内)
2. 昭和34年 4月17日 前橋市高田町253番地 (第五中学校内)
3. 昭和35年 6月17日 前橋市芳町58番地 (旧市立女子高内)
4. 昭和37年 4月16日 前橋市南曲輪町32番地 (桃井小学校内)
5. 昭和38年 4月12日 前橋市前代田町39番地の1 (中央小学校内)
6. 昭和40年 4月 5日 前橋市才川町315番地 (若宮小学校内)
7. 昭和53年 2月 4日 前橋市元総社町80番地の2 (元総社南小学校内)
8. 平成 9年 7月 1日 前橋市岩神町三丁目1番1号

(前橋市総合教育プラザ内)



条例規則等

○前橋市教育研究所設置条例

昭和37年3月28日
条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修を行うための前橋市教育研究所(以下「研究所」という。)を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 前橋市教育研究所
- (2) 位置 前橋市岩神町三丁目1番1
(昭52条例50・平8条例8・平9条例11・一部改正)

(事業)

第3条 研究所は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的技術的事項の調査研究に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修に関すること。
- (3) 教育資料の収集、刊行及び配付に関すること。
- (4) 教育相談及び指導に関すること。
- (5) その他第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。
(昭52条例50・一部改正)

(職員)

第4条 研究所に所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第5条 この条例で定めるもののほか、研究所の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年3月30日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年3月26日条例第12号)

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和40年12月25日条例第44号)

この条例は、昭和41年1月1日から施行する。

附 則(昭和52年12月7日条例第50号)

この条例は、昭和53年1月1日から施行する。

附 則(平成8年5月7日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第11号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。

○前橋市教育研究所規則

平成21年2月16日
教育委員会規則第10号

前橋市教育研究所規則(昭和37年前橋市教育委員会規則第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、前橋市教育研究所設置条例(昭和37年前橋市条例第19号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、前橋市教育研究所(以下「研究所」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員等)

第2条 研究所に、所長及び所員並びに研究員及び研究指導員を置く。

2 所長は、上司の命を受けて研究所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 所員は、所長の命を受けて事務に従事する。

4 研究員は、研究所が定める研修を受けながら、所長の命を受けて、研究所の調査研究に関する事業に従事する。

5 研究指導員は、所長の命を受けて、研究員が行う調査研究について必要な助言等を行う。

6 研究員及び研究指導員は、前橋市立学校に勤務する教育職員(以下「教育職員」という。)の中から教育長が委嘱する。

(研究所の調査研究事項)

第3条 研究所が条例第3条第1号の規定により調査研究する教育に関する専門的技術的事項は、次に掲げるものとする。

(1) 教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動(以下「教科等」という。)に関する専門性並びに実践的な指導方法の向上に関する調査研究

(2) 子ども理解、生徒指導等に関する調査研究

(3) 実践的な学校経営、学年経営、学級経営、教科経営等(以下「学校経営等」という。)に関する調査研究

(研修)

第4条 研究所は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定め、これに基づき、教育職員に対し研

修を行う。

2 前項の研修は、次の表に掲げる研修を基本として行うものとする。

培う資質及び能力	研修の区分
実践的な授業力及び経営力の基盤(教育職員として必要な基本姿勢、役割等の理解を含む。)	求知研修
教職経験に応じた教科等及び生徒指導に関する指導力等	節目研修
職務に応じた実務能力等	職務研修
学校経営等に関する企画、提案、組織運営力等	経営研修
教科等における実践的な授業力等	前橋授業研修 前橋特別研修

(教育資料等の収集及び提供)

第5条 研究所は、前橋市立学校において子ども理解に基づいた実践的な授業及び経営が行われるよう、次に掲げる施策の推進に努めなければならない。

- (1) 実践的な授業及び経営に関する教育資料の収集、整理、分析等に関すること。
- (2) 前号の規定により収集、整理、分析等を行った教育資料及び研究所の調査研究等の成果の提供に関すること。

(運営会議)

第6条 条例第3条に規定する業務の推進を図るための基本的な方針を策定するため、研究所に運営会議を置く。

2 運営会議の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(細則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

○前橋市教育研究所運営会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市教育研究所規則（平成21年前橋市教育委員会規則第10号）第6条第2項の規定に基づき、前橋市教育研究所運営会議（以下「運営会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営会議は、前橋市教育研究所（以下「研究所」という。）が行う事業の円滑な推進を図るため、当該年度に策定する事業の基本的方針について協議、検討を行うものとする。

(組織)

第3条 運営会議の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 前橋市立学校の校長の代表
- (3) 前橋市立学校の教頭の代表
- (4) 前橋市教育研究会の代表
- (5) 前橋市立学校の教諭の代表
- (6) その他研究所が行う事業と密接な関連があるものとして教育長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第5条 運営会議に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営会議の会議は、定例会と臨時会とし、座長が招集する。

- 2 定例会は年2回とし、臨時会は必要に応じて開く。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 運営会議の庶務は、研究所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。